

大津市内の淀藩領の村々 展示資料一覧

会期：令和4年（2022）6月21日（火）～7月31日（日）

番号	資料名	年代	員数	所蔵者
稲葉家と天明の領地替え				
1	春日局像	江戸時代	1幅	稲葉神社蔵 京都府立京都学・歴彩館寄託
2	稲葉正則像	江戸時代中期	1幅	稲葉神社蔵 京都府立京都学・歴彩館寄託
3	稲葉家譜	江戸時代中期	1冊	稲葉神社蔵 京都府立京都学・歴彩館寄託
4	稲葉家系図	江戸時代中期	1冊	稲葉神社蔵 京都府立京都学・歴彩館寄託
5	近江国浅井郡・伊香郡・栗太郡之内郷村高帳及び請取書	天明6年（1786）9月	1冊	稲葉神社蔵 京都府立京都学・歴彩館寄託
6	淀藩江戸留守居役伺案文	天明7年（1787）	1通	稲葉神社蔵 京都府立京都学・歴彩館寄託
7	淀領郷村高辻帳	天明7年（1787）9月12日	1冊	稲葉神社蔵 京都府立京都学・歴彩館寄託
湖西の淀藩領				
8	近江国滋賀郡・高島郡淀藩領村々絵図	近世	1巻	稲葉神社蔵 京都府立京都学・歴彩館寄託
9	淀藩領上仰木村絵図（控）	弘化2年（1845）2月	1鋪	上仰木自治会蔵
10	山城国淀藩領 村々寺院等明細留	江戸時代後期	1冊	京都府立京都学・歴彩館蔵 山岡家文書
11	五ヶ村鉄砲証文	文化4年（1807）3月	1通	上仰木自治会蔵
12	幕府触書・淀藩廻状写	天保13年（1842）	1冊	上仰木自治会蔵
13	淀姫宮修覆助成勸進帳	慶応2年（1866）2月	1冊	栗原自治会蔵
14	淀藩借錢覚書	江戸時代後期	1冊	上仰木自治会蔵
15	廃藩置県二付廻状	明治4年（1871）7月22日	1通	上仰木自治会蔵
村々の様子				
16	嘉永三年栗原村免定	嘉永3年（1850）10月	1通	畑家文書 本館寄託
17	当末年村方家数人数覚帳	弘化4年（1847）7月	1冊	栗原自治会蔵
18	明治二年山論絵図	明治2年（1869）10月	1鋪	栗原自治会蔵
19	他領立会御普請所出来帳	寛政元年（1789）4月	1冊	上仰木自治会蔵
20	円満院様御用銀出作分高割免除願書	文政13年（1830）2月27日	1通	上仰木自治会蔵
21	上在地村宗門改一紙目録	万延2年（1861）	1冊	大津市立図書館蔵
22	持高覚之帳	江戸時代後期	1冊	個人蔵
淀藩と大津町				
23	大津御用米会所要用帳	寛政8年（1796）～13年	1冊	本館蔵
24	【重要文化財】万留帳（百二十三番、弘化五年正月～十二月）	弘化5年、嘉永元年（1848）	1冊	本館蔵

ミニ企画展「天津市内の淀藩領の村々」解説文シート

(抄出)

凡例

- (1) 旧字・異体字は新字に改めました。
- (2) 読点を適宜付しました。
- (3) 「」は原本における改行位置を示しています。
- (4) 欠字・平出は原文通り表記しています。

No.2 稲葉正則像

《翻刻》

(朱印 印文「正法眼」)

泰山靈氣北斗応光文明赫々「武烈堂々竭忠輔政致昇平於当」代之成康參禪決旨擬智仁乎「昔年之李楊宜哉中興貴系」発起稲裔万古之馨香推拳「淳毅放出壁宗一派之汪洋」此其誰也所何尊長兩朝「閣老前州牧当寺開基鎮護王」二代中興沙門超宗格敬題

(朱印 印文「超宗藏法」) (朱印 印文「如格之印」) (朱印 印文「長興主人」)

No.3 稲葉家譜

《翻刻》

春日局譜略

春日局幼名福、齊藤内蔵助利三三末女、母者稲葉刑部少輔通明又号「通助女也、通明者塩塵之孫備中守」通則之子稲葉一鉄兄也、福女嫁「稲葉佐渡守正成、産稲葉丹後守」正勝・同七之丞正定・同内記正利、春日局中年之比、夢金龍入懐「慶長九年甲辰」台徳公夫人崇源院殿於江戸産「嫡嗣竹千代君御諱家光公春日局依民」部卿局之奏而奉乳養「竹千代」君、昼夜竭其心「幼君生于辰果」合于龍夢之応、「竹千代君雖為嫡子令弟国松主後号駿河大納言忠長卿亦被寵愛頗不分嫡庶」也、元和元年乙卯

竹千代君十二歳密料不叶「御父母尊意而、既欲有御自殺時、」春日局奉抱之切諫曰、是非大行「之事暫可被

任我、于時」

東照大権現在駿府春日局密告「其趣於侍女水戸中納言頼房卿養母英勝院」而達「大権現之尊聴、大権現」感其言而諭春日局曰、予東来之「日宜謀之、汝勿劳心云々、其後」

大権現到江戸告「台徳公及崇」源院殿曰「竹千代及十五歳則」予携之入洛可揚三代將軍之名「(後略)」

《大意》

春日局は幼名を福といい、斎藤利三(としみつ)の末女で母は稲葉通明の娘である。通明は塩塵(かみじん)の孫で備中守通則の子、一鉄の兄である。福は稲葉正成に嫁ぎ正勝・同正定・同正利を産んだ。

春日局は中年のころ、金色の龍が懐に入る夢を見た。慶長九年(一六〇四)二代將軍徳川秀忠の正室である崇源院殿(お江)が江戸で嫡子である竹千代君(のちの徳川家光)を産んだ。春日局は民部卿局の奏請により、竹千代君の乳母となり、昼夜心を尽くして仕えた。竹千代君が辰年に生まれたので、龍の夢が正夢となった。

竹千代君は嫡子であるが、同母弟の国松(のちの徳川忠長)様が寵愛され、どちらが嫡子であるかわからない状況だった。元和元年(一六一五)竹千代君が一歳の時、御両親のお気持ちにかなわないと悲観して自殺しようとした時、春日局が抱きかかえて強く押しとどめ、「このことはしばらく私にお任せください!」と言った。

当時、東照大権現(徳川家康)は駿府にいた。春日局が家光の苦境を家康の侍女である英勝院を通じて密告すると、家康は春日局に「私が江戸に行つたときによきように取り計らおう。安心せよ」と伝えた。

その後、家康が江戸に来て、秀忠と崇源院殿に、「竹千代が一五歳になったら、私が一緒に上洛し、三代將

軍にしよう」といった。

(後略)

No.5 近江国浅井郡・伊香郡・栗太郡之内郷村高帳及び請取書

《翻刻》

同国栗太郡之内
一、高七拾三石式斗六升四合 平井村
高合五千四百石式斗四升七合

外

田畑四反九畝拾五歩

見取場

右者此度稲葉丹後守領分越後国「村替被 仰付、右為代知近江国二而」込高共都合高八千六拾四石八斗式升七合

(後略)

No.6 淀藩江戸留守居役伺案文

《翻刻》

稲葉丹後守領分之内天明「四辰年八月越後国三嶋郡」物成詰村替被「

仰付候処、(貼紙)「其後」高替二相成候二付、去午「八月本高式万式千石新田高」千式百拾八石九斗式升七合、都合高「式万三千式百拾八石九斗式升七合為」御代知相渡申候、右新田高之儀者「新田改出之内二御座候得共、御代知者」村々(貼紙)「高之内二」御座候間、物成詰「込高之方江入差出候様可仕哉、」御内々奉伺候、以上、

御名家来

月日 御留守居名

《大意》

稲葉丹後守(正誼(まさのぶ))の領地について、天明四年(一七八四)八月に越後国三島郡(現、新潟県

中部)の村について、総収入が同じになるように領地替えをせよと御命令されたところ、その後、総収入ではなく石高が同じになるように領地替えすることになりました。そこで、去年(天明六年)八月に、本高二二〇〇石と新田高一二二八石九斗二升七合の合わせて二三二一八石九斗二升七合の土地を御代知として差し出しました。そのうち、新田高については、本高とは別にしてありますが、御代知として新たに与えられるところは、新田高を村の本高の内数としています。代地として差し出す三島郡の村についても、新田高も村高に入れて差し出した方がよいでしょうか。内々にお尋ねします。

※物成詰村替：米以外の畑や山林等の収入を含めた総収入が同じになるように、村を交換すること。
 ※高替：田地の高が同じになるように村を交換すること。

No.7 淀領郷村高辻帳

《翻刻》

(前略)

近江国滋賀郡之内

- 一、高百六拾三石八斗九升五合 上在地村
- 一、高式百九拾四石壹斗九合 鵜川村
- 一、高百八拾九石四斗式升九合壹夕 赤塚村
- 一、高四百壹石三斗六升八合 栗原村
- 一、高七百六石六斗九合 上仰木村
- 小以高千七百五拾五石四斗壹升壹夕 此村数五箇村

(後略)

No.10 山城国淀藩領 村々寺院等明細留

《翻刻》

(前略)

志賀郡五ヶ村
 新御領分

赤塚村

赤塚村大通寺末

一、浄土宗 明迎寺

十五間

十四間三尺 御年貢地

右同末

右明迎寺兼帯

一、浄土宗

西流寺

廿間二尺

十二間 御年貢地

除地四間二間半

一、地藏堂

壹間二 瓦葺

壹間半

除地十間二十間

一、西塚大明神 壹尺五寸 板葺

十禪師

壹尺五寸

右同断

雨覆瓦

右堂宮

御領分

御立合 堀田若狭守様

戸波左一郎様

志賀郡

新

上仰木村

同郡堅田村本福寺末

一、浄土真宗

永順道場

十八間半

八間

御年貢地

一、大宮大権現五尺五寸

七尺

柿葺

一、若宮大権現五尺六寸

六尺五寸

柿葺

一、田所大権現壹間二

五尺五寸

柿葺

(後略)

No.11 五ヶ村鉄砲証文

《翻刻》

覚

一、御鉄炮 壹挺筒長式尺八寸 赤塚村

一、同 玉目不存申候 上仰木村

一、同 式挺筒長式尺八寸 上在地村

一、同 玉目不存申候 上在地村

一、同 式挺筒長式尺八寸 栗原村

一、同 玉目不存申候 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

式挺筒長式尺八寸 栗原村

右者村方山寄二御座候而、猪鹿并諸鳥威として玉なし鉄炮御免被 成下候、右鉄炮二事寄せ意趣ケ間敷儀仕間敷候、為其年々御改を請、耕作相仕舞候節上納仕、又候拝借仕候処相違無御座候、以上、

江州滋賀郡 赤塚村

庄屋庄蔵

文化四年卯三月

(貼紙)「抹消」仁兵衛

上仰木村

庄屋太平次

上在地村

庄屋(貼紙)

「抹消」表介

栗原村

庄屋(抹消)「伝兵衛」

(貼紙)「彦右衛門」

(抹消)新左衛門

鵜川村

庄屋与左衛門

太左衛門

宗門
御奉行様

《大意》

覚

(中略)

村が山の近くですので、猪や鹿、鳥をおどすために、玉のない空砲の鉄砲を使用することをお許しくださいました。鉄砲でよからぬことはしでかしません。そのため、毎年点検を受け、休耕時に一度お返しし、また拝借していることは、間違いないとさせていただきます。以上。(後略)

No. 12 幕府触書・淀藩廻状

《翻刻》

一、從 御公儀似金銀錢之「御触書老冊并丁銀御触并出家・一人・山伏・修儉・神職之類御触書一冊」右相触候間、被 仰出候通、心得違「無之様取計可致候事、」

一、往還筋之外村在々二而ハ、「にうりや・酒肴類并生肴類・干物屋・蕎麦屋・素麵屋・商人」宿屋等・居酒屋・居豆腐屋等ハ「今度被仰出候質素儉約二付」而ハ、村在二而ハ無益之類二付、急々「差止候而、百性農業專行可致候、」右不相用もの有之候ハ、村役人方其者「之名前書ヲ以相届可申候事、」

一、造酒屋并油屋直段之儀、御城下「并上方方不引合高直之様二付、得と」外へ直段承り合、外よりも格別二「引下ケ売捌可申候事、」

六ヶ村

大庄屋中

八月朔日

《大意》

一、幕府から偽金の御触書一冊と丁銀の御触・出家な

どのたぐいの御触書一冊が触れ回ってきたので、御命令にあるとおりしつかりと取り計らうこと。

一、街道沿い以外のところでは、荷売屋や酒肴屋・生魚屋・干物屋・蕎麦屋・素麵屋その他商人、宿屋など、また、居酒屋や居豆腐屋などは、今回御命令された質素儉約につき、村にあつても無益であるため、すぐに店をたたみ、農業に専従せよ。もし、違犯するものがあれば、村役人からその者の名前を書いて届け出よ。

一、造酒屋と油屋の販売値段が淀城下や上方と比較しても、大変高値であるようなので、しつかりと他所の値段を確認し、他所よりも特別に値段を引き下げた売りさばくように。

以上の通り、御命令された内容をちゃんと守りなさい。急いで順番にまわし、最後の村まで到達したら、こちらに届けよ。以上。

No. 13 淀姫宮修覆助成勸進帳

《翻刻》

一、当津淀姫神社本殿始諸建物近来段々及大「破候二付、今度修補仕度、右之趣」

御城主様江御奉申上候処、無滞御聞濟之上、為「御寄附夥敷御金□下置、難有仕合奉存候、右二付」町方之者共精々慈悲之御寄進仕候得共、何分建物「数ヶ所破壊二付、格外之物入二而、町方難及微力、何卒」御領分御村々以御助成修覆相営申度存候二付、(後略)

《大意》

一、淀の淀姫神社は本殿をはじめ、もろもろの建物が老朽化し、大破に近い状況になってきたので、この度修繕したいと思い、このことを御城主様(淀藩主稲葉正邦)へおうかがい申し上げたところ、滞りなく御承知くださったうえ、大金を御寄附くださり、

ありがたき幸せです。そのうえで、淀の町方の者たちも精一杯寄進しましたが、なにぶん建物が数ヶ所も破壊されているため、たいそう費用がかかります。とても町方の微力だけでは賄いきれません。なにとぞ淀藩領の村々の御助力をもつて修復したいと思ひ、(寄附をお願いしたいのです。)

No. 14 淀藩借錢覚書

《翻刻》

(前略)

安政五年午正月 前川五郎左衛門
一、銀式拾貫目 午六月廿五日限 米会所之口 北

赤塚 上仰木
栗原 上在地
鵜川

安政四巳三月

一、銀百人拾貫目 月九朱之利 関東屋之口 南
先引 京三井御為御替銀

已暮午五月迄之 已暮方七年賦返済、
十一月元金極
利分計納 六ヶ月毎二先引利納之極
赤塚村
外廿壹ヶ村

(後略)

No. 15 廃藩置県二付廻状

《翻刻》

以廻状申入候、然者此度「左之通被 仰出候間、」村々おゐて承知可被致候、

淀藩

知事稲葉正邦

免本官

辛未 太政官

七月

今度藩ヲ廢シ県を取置候ニ付而者、追而御沙汰候迄、大参事以下是迄通、事務取扱可致事、

辛未

七月 太政官

別紙之通被 仰出候ニ付、而者、何茂天下之形勢ヲ察し、

朝裁を遵奉し聊「動揺無之様可致、諸県御規則追々可被」

仰出候得共、先是迄之通「相心得可申旨、被 仰出候間、其旨可相心得者也、」

七月 郡宰

廿日

江州六郡

大庄屋

杉本権平

山本藏治

右村々

役人共方

右本文社寺役所方触出し「無之ニ付、村々社寺へ通達」可致候、

村々ニ有之候高札」

淀藩知事与有之候処へ「白紙張置可申者也、」右之通相心得可申候、以上、

大庄屋

役場

未七月

廿二日

卯刻

極急刻付

赤塚村午刻

上仰木村未刻

上在地村

栗原村

鵜川村

岡村

追而留り村方可相返候事、

《大意》

廻状で申し入れる。この度、左の通りおっしゃられたので、村々は承知せよ。

淀藩知事稲葉正邦、藩知事を免ずる。

明治四年七月 太政官

この度、藩を廢し、県を設置する。追つて御命令があるまで、大参事以下はこれまで通り事務を取り扱ふこと。

明治四年七月 太政官

別紙のとおりおっしゃられたので、天下の形勢を察し、朝廷の命令を守り、少しも動揺しないようにせよ。

諸県の御規則は追々仰せ出されるので、まずはこれまですり事務を行うように。

七月二〇日 郡宰

江州六郡

大庄屋

杉本権平

山本藏治

右村々役人共方

右の本文は社寺役所から触れ出しがなかったので、村の方で村々の社寺へも通達せよ。村々にある高札に「淀藩知事」とあるところには白紙を貼るように。

大庄屋役場

七月二二日卯刻(午前六時頃)

ごく急ぎにつき

赤塚村 午刻(正午頃)

上仰木村未刻(午後二時頃)

上在地村

栗原村

鵜川村

岡村

なお、留り村まで回つたら、廻状は返すように。

No. 16 嘉永三年栗原村免定

《翻刻》

戊年滋賀郡栗原村御成ケ割付事

西方亥迄三ヶ年定免

一、高四百壹石三斗六升八合

内

高貳百五拾八石九斗八合 田方

此取米百五拾三石九斗式升九合

免五ツ九分四厘五毛余

高五拾六石八斗九升三合六分 畑方

此取米四拾八石八斗壹升五合

免八ツ五分八厘余

高八拾石四斗九升五合四夕

此取米拾貳石七升四合

免壹ツ五分取

高壹石三斗六升八合

此取米壹斗六升四合

高三石七斗三合

此取米七升四合

一、米九石式斗四升五合 夫代

米合貳百貳拾四石三斗壹合

外口米可納

外

一、米貳斗壹合四夕 藪開年貢

一、米壹石七斗八升

納合米貳百貳拾六石式斗八升式合四夕

右之通霜月廿日以前急度皆済可仕者也、

嘉永三年十月日 砂山又治郎(黒印)

伊村策馬(黒印)

小沢元左衛門 (黒印)
長崎健左衛門 (黒印)
仙石唯助 (黒印)
塚田吉哉 (黒印)
稲葉館三郎 (黒印)
松田要人 (黒印)
右の場速助 (黒印)
近藤易太夫 (黒印)
金万定記 (黒印)
福留与惣兵衛 (黒印)
坂口重左衛門 (黒印)

右之村
庄屋百性中

No. 17 当未年村方家数人数覚帳

《翻刻》
稲葉丹後守御領分

江州滋賀郡栗原村

- 一、家数三拾貳軒 内六軒後家
 - 一、人数百六拾五人内男八拾壹人 女八拾四人
- (後略)

No. 18 明治二年山論絵図

《翻刻》

近江国滋賀郡栗原村与北浜村・中浜村・南浜村与山論いたし候付弾正千波巡察属、淀藩豊田四郎・長谷川良藏、大津県桑田大参事・曾根准大属立会之上遂糾明、裁許申渡条、

一、七々木谷境之儀、西南者花さこ山峯方尾通り深谷限り道筋ニ随ひ谷川筋へ移り川通、夫方川形無之所より谷の中央を以峯権現の社を見通し、此内七々木谷とし樅の木、有之、尾通りの杭より下モの方栗原村与浜三ヶ村与立会たるへく、樅木尾通の杭方、

上ノ方栗原村一村の支配たるへき事、
一、河内谷境之儀、東北者腰越山の尾通り長尾山の道限り西南者谷川筋、川通夫方川形無之所より峯権現の社を見通し、此内河内谷とは高城村より、北浜村江如前々銀拾両山手銀出之浜三ヶ村与可為立会事、

右之通相極絵図面下置之、永不可有違失もの也、

大津県

明治二巳年十月

桑田大参事 (黒印)
曾根准大属 (黒印)

淀藩
豊田四郎 (黒印)
長谷川良藏 (黒印)

右論山立会裁許いたし候儀、相違無之候事、

彈正台

千波巡察属 (黒印)

No. 19 他領立会御普請所出来帳

《翻刻》

(前略)

一、此積算木 百拾三本 長七寸 忝寸五分角

同所 代銀六匁七分六厘三毛 幅 五寸

一、算老ヶ所 長拾間 内法 高 四寸 板厚忝寸

代銀 三拾三匁七分五厘 長七寸

一、此積算木 三拾本 忝寸五分角

代銀 忝匁七分九厘五毛 大工手間

六拾四匁六分式厘 釘代共

銀 貳百三拾三匁四分九厘

内 百五拾九匁四分四厘 稲葉丹後守様

四拾八匁貳分三厘 黒川 内匠様
貳拾五匁八分六厘 長崎弥之助様

百石二付貳拾貳匁五分六厘内

右之通御普請被 仰付難有奉存候、尤御普請出来仕候二付、御届ヶ奉申上候、且又御相給様方よりも先例を以御割合之通、御入用銀可被下候間、入札相添差上申候、以上、

(後略)

《大意》

(前略)

右の通り、掛樋の御普請を御命令くださり、有り難く存じます。ただし、もう掛樋はできあがりだったので、ご報告させていただきます。また、御相給の領主様(黒川氏と長崎氏)よりも、先例のとおり、知行高の割合に応じて、御普請に必要な銀を下されましたので、大工の入れ札を添えて差し上げます。

(後略)

No. 20 円満院様御用銀出作分高割免除

《翻刻》

乍恐以書付奉願上候、

一、此度去々子五月大津円満院様御用銀之内、銀拾六貫目村々組合ニ而当村御相給、黒川八左衛門様、御知行所百性三次郎と申者判形之者を相頼拝借仕候二付、右銀方段々催促ニ被及候へ共、濟方難出来候義御、座候、無扨銀方、御公儀様へ被相願候御事ニ御座候、夫二付御地頭様之村役人并親類之物迄御召シ出シニ、相成、被及対談ニ候御義ニ御座候へ共、未濟方不相調不(ママ)申、御事哉ニ奉存候、然ル所右ニ付諸入用銀等、当御、地頭様御高貳百拾石余内五拾石余当御百性所持、百五、拾石余多分上仰木村淀百性・長崎百性所持、其余ハ辻ヶ下村・平尾村・下仰木村出作ニ御座候、右所持之御高出作共皆、高割ニいたし候様、御地頭様之御下知ニ有之候と、庄屋弥助被申候

二付、此義ハ前々方於村方無例事ニ御座候間、段々及対談ニ候へ共、対談不相調不(ママ)申御儀ニ御座候、右ニ付偽り御座候ハ、御地頭様へ参り可承候様被申候、右等之入用迄致高割ニ候而ハ一切村方不立行申、且又御大切之御高御收納御皆済ニ茂相掛り候哉ニ奉存、乍恐此段歎ケ敷奉存候、乍恐右出作之分御用捨被成下候様奉願上候、右願之通被仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上、

江州滋賀郡上仰木村
稲葉丹後守様御領分

文政十三年

百性惣代 平三郎

寅二月廿七日

年寄 重次郎

庄屋 新次郎

長崎弥左衛門様御知行所

百性代 嘉次郎

御役人衆中様

《大意》

一、この度一昨年(文政一二年)五月に大津の田満院様の御用銀の内から銀一六貫目を当村黒川八左衛門様領の百姓三次郎というものが拝借しました。借銀を返すようにいろいろと催促しましたが、解決しませんでした。しかたがないので、御公儀様へお願いしたところ、黒川様領の村役人や三次郎の親戚まで出頭させ、対談させましたが、それでも解決しません。上仰木村黒川様領の高二〇石余りのうち、五〇石余りは黒川様領にいる御百姓が持っています。が、残りの一五〇石余りは上仰木村の淀藩領の百姓と長崎様領の百姓が持っており、その残りは辻ケ下村・平尾村・下仰木村の百姓の耕作地でございます。黒川様領は、領内にいる百姓だけではなく、黒川様領の高を持つている淀藩領や長崎様領の百姓も含めて、その所持している高にに応じて三次郎の借銀を肩代わりするように御命令された、と庄屋の弥助は申します。しかし、所持しているだけで借銀の肩代わ

りをさせられることは前例にないことである旨、何度も弥助と相談しましたが、らちがあきません。弥助は、もし私がうそをついているならば、黒川様に直接聞かれるがよいとまで申しています。

右のような、借銀の肩代わりまで所持高に応じて負担することになってしまうと、まったく村が立ち行かなくなり、また御大切な年貢の収納にも影響が出てしまうと思ひ、恐れながら嘆かわしく思っております。申し訳ありませんが、黒川様領内に住んでいる百姓のみを対象とし、所持しているだけの百姓は対象外としてくださると大変ありがたいです。

(後略)

No. 21 上在地村宗門改一紙目録

《翻刻》

(前略)

外二寺式ケ寺

浄土宗金蓮寺

同 蓮徳寺

鎮守天満宮

壹社

右ハ金蓮寺境内ニ御座候、

堂庵無御座候、牛八疋男牛

馬ハ無御座候、

右之通相違無御座候、以上、

近江国滋賀郡上在地村

万延二年

肝煎紀助

酉

庄屋九郎三郎

大庄屋見習

三宅伝左衛門

(後略)

No. 22 持高覺之帳

(後略)

《翻刻》

二口

一、拾六石九斗四升五合三夕六才

文久元酉年改

淀

高拾四石壹斗

四升六合三夕六才

斗高

丸式拾式俵

式斗式升四合五夕式才

戸波

高老石四斗五升七合

一、壹斗五升七合四夕

又壹斗 壹げんやく入用 村あれ年貢

一、壹斗式升

又四升式合 ふじ式本 小むき

村高惣

拾五石五斗三合三夕六才

拾五石壹斗三合三夕六才

拾五石壹斗三合三夕六才

No. 23 大津御用米会所要用帳

《翻刻》

(前略)

口触

一、淀御蔵出来之儀、是迄其年限ニ出切候間、「出来札所持之衆中明廿三日七ツ時迄右札」持参ニ而無相違出来可被致候、勿論年賦二者「不相成候様被仰出候間、此段承知可有之候、」

右之通米屋中へ不洩様、早々順達可被致候、以上、

十二月廿二日

米屋中 御用米会所

(後略)

《大意》

〔前略〕

口触れ

一、淀藩の御蔵の出来のことについて、これまで通り年末が期限であるので、出来札を持っている者は、明日二三日午後四時までに出来札を持参して、確かに出来してもらおうようにしてください。もちろん、年払いはできないということですので、ご承知おきください。

以上のとおり、米屋中へもれなく早々に周知しててください。以上。

〔後略〕

No. 24 万留帳 (二二三番、弘化五年正月〜二月)

〔翻刻〕

一札

一、当所淀御蔵屋鋪へ同御領分在住居之役人衆「勤番交替被致、湖上往返等之節、身付候用具者」勿論其外御用困糶摺等、御領内百姓中へ指立「被仰付候節之道具一式并被下物等之古俵少々之」雑穀等村舟へ積下等之節、其都度之浦法有之、「荷物員数書を以舟会所へ御達シ相成候事、」右二付、此度御蔵屋敷御取建二付、以来湖上便舟方「往来共万事御世話相掛ケ候二付、右之簾へ金貳百足ヅ、」年々御蔵屋敷方御差贈二相成候事、「一、御蔵屋敷方米穀諸荷物等御積出無之ハ勿論二」候得共、折々臨時用舟等入用之砌百艘会所へ御達シ「有之次第無差支大津舟を以御用便相成候様御肝煎」御頼申候、右之通御取極二相成候上者、当浦定之通「無差支様以後我等方御役人中へ申上、非分無之様」取計可申候、為念一札如此二御座候、以上、

嘉永元年

淀蔵屋敷

申十一月

町名代

百艘御中

江戸屋吉右衛門印

〔大意〕

一札

一、大津の淀蔵屋敷へ役人衆が勤番を交替するため、琵琶湖上を通行する時、身につけている用具はもちろん、淀藩領内の百姓中へ伝達をするときの道具一式や藩から下された古俵・少々之の雑穀などを村の舟へ積み下ろす時、その都度の浦法があるので、荷物の数を記したものを舟会所へ提出すること。

この度、淀藩の御蔵屋敷を大津に作られるということで、今後湖上の往来など万事お世話になるので、金二〇〇足らず毎年御蔵屋敷から百艘中へ贈られること。

一、御蔵屋敷から勝手に米穀や諸荷物などを積み出されることがないようにするのはもちろんですが、臨時に用舟などが必要な時は、百艘会所へお達しがあり次第、すぐに大津舟を用立ててくださいるように御助力お願いいたします。

右のとおり御取り決めされた以上は、当浦の定めを通り、支障がないように私から淀藩の御役人へ申し上げ、迷惑がかからないように取り計らいます。念のため、このように記します。以上。

〔後略〕

三企画展「大津市内の淀藩領の村々」

解説文シート

会期：令和四年六月二日(火)〜七月二日(日)

大津市歴史博物館 令和四年六月一五日発行